

(1) 決算書の表示誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）は、総合検診システムについてリース契約（リース期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日まで、リース料総額：87,784円（うち単年度リース料：17,556千円）を締結しており、平成24年度末時点で、当該リース債務が70,227千円となっている。</p> <p>現行会計基準では、当該リース債務の支払期限が、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来するものについては流動負債の部に計上するが、1年を超えるものについては固定負債の部に計上する必要がある。</p> <p>しかし、財団では、法人事務局で実施している平成24年度決算において、貸借対照表上当該リース債務全額70,227千円を固定負債の部に計上していた。</p>	<p>平成24年度末時点のリース債務70,227千円のうち、支払期限が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来17,556千円については、流動負債に計上する必要があった。</p> <p>次年度の決算においては、支払期限が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来する17,556千円については、流動負債に計上されたい。</p> <p>【企業会計原則 注解16 当該箇所抜粋】 [注16] 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について（貸借対照表原則四の（一）及び（二））</p> <p>貸付金、借入金、差入保証金、受入保証金、当該企業の主目的以外の取引によって発生した未収金、未払金等の債権及び債務で、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものには、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が一年をこえて到来するものは、投資その他の資産又は固定負債に属するものとする。</p>	<p>平成25年度決算において1年以内に納期の到来する17,556千円について流動負債に計上した。</p> <p>今後は、顧問会計士による職員研修を実施するなど職員の会計事務処理研修を強化し、適正な事務処理に努める。</p>